

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

令和 5 年 月 日

令和 5 年執行 岐阜県議会議員選挙（ 選挙区）

候補者 _____

記

燃料供給業者の氏名及び住所 （法人の場合は名称、所在地 及び代表者の氏名）				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額 （諸税含む）	備 考
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、**給油伝票（※）の写しを添えて**、選挙の期日後、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書、給油伝票の写し及び自動車燃料代確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
 ※ 給油伝票＝燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の 4 けた以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの。